

一般社団法人 下関市薬剤師会

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2030年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：育休取得予定者全員に「育休復帰支援プラン」を策定し、育休中も業務に関する情報提供を行い、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 2025年 4 月～ 全職員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 2025年 7 月～ 円滑に業務の引継ぎができ、かつ、引継ぎ者の負担が大きくなるしない仕組みを検討
- 2025 年10月～ ・育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始
・円滑に業務の引継ぎができる仕組みをスタート

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 2025年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2025 年7月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する